職員海外派遣研修実施要領

(目的)

1 諸外国の都市における地方自治の実態及び行政施策の実情等について、調査研究 することにより、職員の総合的行政能力の向上を図るとともに、国際的視野と識見 を持った人材を養成し、市行政の運営に資することを目的とする。

(対象者)

2 勤務成績が優秀であり、心身ともに健康であって、派遣目的を達成する能力を有する者。ただし、原則として、本海外派遣研修または職務で海外へ出張したことのある者を除く。

(派遣期間)

3 原則として派遣期間は20日以内とする。

(派遣費用)

4 派遣費用は、予算の範囲内とする。

(報告義務)

5 研修終了者は、研修終了後2ヶ月以内にレポートにより市長へ報告するものとする。

(派遣者の決定)

- 6 派遣者の決定については次のとおりとする。
 - (1) 9級職員及び外局の事務局長については、市長が決定する。
 - (2) 上記以外の職員については、所属部長または外局の事務局長等の推薦を経て、市長が選考し決定する。
 - (3) その他市長が特に認めた者。

(派遣地域)

7 派遣地域は、市長が決定する。

附 則

この要領は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。